

「小松怨靈記」解題と翻刻

森 本 浩 雅

はじめに

本稿は、架蔵本「小松怨靈記」の解題と翻刻である。「小松怨靈記」は現在の山梨県笛吹市春日居町小松を舞台とした怪異譚であるが、あまり広く知られていない。本稿では架蔵本の翻刻紹介と、関連諸本について考察を加えた。

一 架蔵本の書誌

装幀 写本一冊、縦24・9釐×横16・5釐、袋綴じ、紙綾による仮綴じ、表紙も本文と同質紙を使用。

料紙 楷紙。

外題「小松怨靈記」と表紙中央に打ち付け書き。

内題「小松怨靈記」。

墨付き 26丁。

本文 一丁8行。一行平均約18字、字高約21釐。句読点

等無し。

なお、表紙外題を中心に「明治十一年」「戊寅二月吉日」とある。この表紙は本文と同質紙が一枚重ねてあり、表紙の内側にある料紙には表紙と同様に三行分かち書きで「慶応四季／小松怨靈記／如月吉日」と記されている。

奥書は翻刻にも示したが「弘化三午霜月上旬／明治十一年／壬寅二月写／深澤彌多」とあり、裏表紙には本文と同筆で「山梨縣 第廿六区／山梨郡平帶村／第三百三十番地／深澤氏」とある。

二 架蔵本の梗概

架蔵本の梗概を示すと次のようになる。

①登場人物関係の説明……飯鳴治左衛門一家と七兵衛・茂右

衛門父子の関係説明。

②茂右衛門の紹介……甚五左衛門は娘たよが成長の後、茂右衛門と縁組みをさせ田地等も分け与えると約束。茂右衛門の父七兵衛臨終の床で、甚五左衛門は七兵衛と契約の盃を交わす。

③たよが成長すると、甚五左衛門は七兵衛と交わした以前の約束を後悔する。そして飯島治左衛門の次男彦兵衛からの社や近所の人びとが和解案を提示したため、姉と相談する求婚を幸いに、たよを盗み取らせる。

④茂右衛門は裏切りを知り、甚五左衛門方へ切り込むが、寺社や近所の人びとが和解案を提示したため、姉と相談すると言い残しその場を去る。

⑤茂右衛門は、和戸村の姉を訪問し今回の件について意見を聞く。その後、書き置きを残し自害する。

⑥たよと彦兵衛は平穏に暮らして居たが、正徳四年に彦兵衛が乱心、妻たよを切害。

⑦彦兵衛乱心につき、彦兵衛長女ふじに飯島平左衛門を縁組みさせ家を継がせる。平左衛門は様々な怪異にあり衰弱、縊死する。彦兵衛の娘二人は治左衛門が引き取る。

⑧治左衛門惣領の利右衛門病死、続いて父治左衛門乱心し土蔵で死ぬ。末子平八が家督を継ぎ治左衛門と改名。

⑨彦兵衛は正気に戻り、長慶寺にて出家。妻の菩提を弔い余生を送る。

⑩彦兵衛長女ふじが成長し、九兵衛と縁組みして彦兵衛の家

を継ぐ。享保五年三月上旬から九兵衛は様々な怪異を見て

衰弱。姉に相談し、加持祈祷・施餓鬼など種々試みるが怪異は止まない。

⑪九兵衛以外にも怪異が目に見えるようになり皆が恐れる。怨靈退散のため、若者たちが九兵衛方へ泊まり込むも、怪異は止まない。

⑫行法の評判高い僧に怨靈退散を依頼するも、怪異は止まない。

⑬次々起ころる怪異の根元は、茂右衛門、たよ、平左衛門らの強い怨念によるものであり、この怪異は簡単に止むことはない。

⑭七月四日、九兵衛宅土蔵で怪異があり、土蔵を打ち壊し長慶寺へ送る。

⑮新左衛門の提案にて甘利不動尊の託宣を伺う。

⑯託宣により、玉線和尚に怨靈退散を依頼するも玉線は固辞する。新左衛門は理を尽くして再度依頼、玉線はこれを了承し、法会の準備をする。

⑰七月十六日、玉線は怨靈退散の法会を実施。法会の終盤に大百足が九兵衛に襲いかかるが、玉線はこれを退治し、法会で用いた法具などと共に荒薙に包み笛吹川に流す。

⑱怨靈退散の法会以降、一切の怪異は止む。人々は悦び、玉線を尊崇する。

三 関連諸本紹介

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。
(請求記号 甲099.35//10)

「小松怨靈記」関連諸本として、写本七種、写本の翻刻二種、口説き本一種、明治期刊行の活字本一種の計十一種を参考した。写本およびその翻刻については、それぞれの奥書による書き年代順に、次いで口説き本、明治期活字本の順に紹介する。なお整理に便宜を図るため、各諸本に私的に略称を付した。

A、山梨県史本
『山梨県史』(資料編^{注1}13・近世6) 所収。

「文化十年酉六月書之／向山集藏領之」の奥書を持つ、外題「小松怨靈記 全」写本の翻刻。

B、東山梨郡誌本
『東山梨郡誌』^{注2}所収。

「文政八酉年八月」「今持主山梨郡初鹿野郷深澤村三枝氏」の奥書を持つ「小松怪異之件」と題された写本の翻刻。

C、文政十年写本

外題「小松怨靈記」・内題「小松怨靈記 卷上下」

奥書は「甲州巨摩郡 西郡 六田村 志村太壱兵／文政十歳志邑太壱兵衛者也／亥 八月上旬五日写也」。

D、嘉永四年写本

外題「^{注3}小松怨靈記 異本三種合本」・内題「小松怨靈記」

奥書は「嘉永四亥年二月三十日／山梨郡万力筋杣口村龍口山正福寺／十七代目 幻證写之」。異本三種合本のうちの〈その三〉。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099.35//27)

E、嘉永七年写本

外題「甲州小松怨靈記」・内題「甲州小松怨靈記 全」

奥書は「嘉永七甲寅 年改之／享保五 子 年ヨリ今寅年造一百三拾七年ニ成也」。なお裏表紙には本文と別筆で「明治三 庚 如月 日／在家塚邑／中込彦五郎求之」とある。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099.35//8)

F、安政四年写本

外題「小松怨靈記 異本三種合本」・内題「小松怨靈記」

奥書は「嘉永七／安政四 巳年／如月下旬吉日／西之原村／淡野氏」。異本三種合本のうちの〈その一〉。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099・35／／27)

G、文久二年写本

外題「甲州小松之怨靈記」・内題「甲州小松怨靈記」

奥書は「享保五子年ヨリ今戌迄百四拾四歳ニ成也／文久二壬戌 年霜月写之」。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099・35／／9)

H、明治七年写本

外題「小松怨靈記 異本三種合本」・内題「甲斐國 山梨郡

小松邑怨靈本實錄」

奥書は「明治七戌歳／二月上旬寫之」。異本三種合本のうちの「その一」。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099・35／／27)

I、書写年代不明本

外題「小松怨靈物語」・内題「怨靈怪異之事」

本文末尾に欠落があるため書写年代は不明。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲099・35／／37)

J、嘉永五年版くどき

外題「新板小まつおんりやうくどきぶし上」・「しんはん小松
おんりやうくどき下」

「上」の表紙は火炎を吹く蛇に驚く女性、「下」の表紙は幽
靈をみておびえて頭を手で覆い隠す男の絵がある。

「下」の本文末には、「釈淨春信士 茂右衛門廿五才／法ヨ
利劍智□□信女たよ事廿一才 今嘉永五年迄百三十五年ニ及
ぶ」とある。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲991・65／コマ／)

K、「峡中奇聞」

「峡中奇聞小松怪談」

明治二十年十一月に西山梨郡柳町の芳文堂によつて刊行され
た活字本。著者は散夢野史。「緒言」に「近頃書肆芳文堂の
主人一書を携へ來り野史に示す。是れ峡中の奇聞、小松の怪
談にして人口に膾炙する」とある。

所蔵：山梨県立博物館「甲州文庫」。

(請求記号 甲913・56／キヨ／)

四 関連諸本の系統分類

これらの関連諸本を本文や構成の異同、その特徴などから
分類すると次のようになる。

イ 架蔵本と構成・本文が同じもの

架蔵本をD嘉永四年写本と比較すると、細かな点で本文に異同があるものの、怨靈を鎮めた玉線の出身を「下野国吉僧寺」とする点などに加えて、架蔵本梗概⑧で治左衛門の家督を継いだ人物を「平左衛門」と誤っている点まで同じである。

ロ 架蔵本梗概⑬を欠くもの

架蔵本梗概⑬に該当する本文を欠くものがE嘉永七年写本とG文久二年写本である。この二本は本文および構成がほぼ同じである。

ハ 教訓的な表現をもつもの

I 「書写年代不明本」の冒頭に「仁義禮智の四ツも信なくんハおこなわれす、誠に老徳の善言名付けるに似り。然るに當世(マニ)ひの人誠をわすれ、偽りをかまへ、道を曲けて理(ママ)を守り、是を根本として、諸々悪氣枝葉はびこれり」の教訓的な文言がある。これとほぼ同様な文言が、A山梨県史本・B東山梨郡誌本にある。B東山梨郡誌本はI本と同じ冒頭にこの文言があり、全体の構成も類似している。A山梨県史本はI本やB本とは構成が異なり、架蔵本梗概⑩⑪⑫に相当する享保五年三月の怪異を記した後に、物語の発端である①②へ時間的に遡る構成となつており、⑫と①の間にこの文言が挿入される。

なお、C文政十年写本は架蔵本梗概⑬の箇所に「夫、人道ハ仁義禮智孝貞忠信、何れか懸(マニ)ても納へからす。父母には孝を尽し、君にハ忠を持てし、朋友に交るに信を以てするハ聖人のいましめ。神内川甚五左衛門、人道をわすれ、信の有を守らす、日頃約せし誠を失ひ、貧しきをあなたり、富にめて、娘を小松村へ送りてより事起り……」がある。

ニ 人物名とその出自および架蔵本梗概⑥に特徴があるもの 人物名とその出自が他本と大きく異なつていて、H明治七年写本とJ嘉永五年版くどきがある。

H明治七年写本は、甚五左衛門の娘の名を「菊」、彦平衛息子を「儀助」とし、J嘉永五年版くどきは、「たよ」の出自を「武田浪人丸山氏の総領娘」とし、「茂右衛門」の先祖を「丸山ちくぜんどの」とする。

またこの二本は架蔵本梗概⑥の箇所に特徴があり、H明治七年写本は「彦兵衛昼寝して居所に何國共なき生くさき風吹ハと吹来たり、門口より薄き煙の如く、二十斗の男見えるかと思おりから、二階下ヨリ蝮蛇すかたの蛇二ツ、火ゑんヲ吹て蚰蜒の如くのろくと下り、菊ハつと言こへに」、J嘉永五年版くどきは「ふしげなるかな天井なりて、みるもおそろし二ツのへびか、たよがむかひしお昼の膳に、おちるすがたハ火ゑんをふいて、身のけよだつて身かへす事もならぬ。」とあり、「火ゑん」を吐く「二つ」の「へび」の登場はH本・

J本以外の他本では見られない。

なおK峡中奇聞は「一團の猛火、神内川の方よりひらめき來り、家内に飛入」とあり、蛇の記述はないがH・J本の「火ゑん」との関連が見られる。

ホ その他

F安政四年写本は、構成自体はC本に類似しているが、架蔵本梗概^⑩で「妹弁を治左衛門の跡式と定める」や、梗概^⑪では「八五郎の高言」、^⑫では「落合村の修驗」の怨靈退治失敗譚など、他の関連諸本には見られない記述がある。

五 翻刻

翻刻凡例

翻刻にあたっては原本に忠実なることを考え、ルビ・仮名づかい・誤字等もできるだけそのままにした。ただし通読の便を考え適宜句読点を補い、また助詞の「之」「乃」「而」などは「の」「の」「て」のように改め、本文中の割註は「」を入れて改行箇所を「」で示した。

小松怨靈記

抑、甲斐國山梨郡、小松村百姓、飯鳴治左衛門と言者あり。

惣領を利右衛門、二男彦兵衛、三男ン平八と言り。惣領の妻は、府中六郎左衛門娘也。彦兵衛が妻は神内川村、甚五左衛門か娘也。弟に七兵衛と言者あり。此七兵衛か悴に、茂右衛門逆、生年拾九才に成。

此茂右衛門は家督薄く、乏しき百姓なり。然れドモ、弟の家の事なれ（1・オ）ば、甚五左衛門常く不便に思ひ、茂右衛門幼少の時より、「我娘のたよ成長せば、其方ニ女合セ、田地抔も與エ、不足なき様に渡世^{イトナミ}當致せん」抔と申故、誠に心得、七兵衛父子甚ダ悦び、平日心をよせ、暮しける時、七兵衛不斗大病にをかされ、今を限りと見ゑければ、甚五左衛門を呼申けるは、「常く約速^{クマ}の御詞、御返がへなク、弥々^{クマ}、息女ヲ悴茂右衛門へ給はれかし」と、言けれ（1・ウ）ば、甚五左衛門、「何が扱其儀に少も氣遣ひ有るな。元來他人のすゝめに思ひ付る事に有らず。自身發端の事なれば、違變^{ヘンカ}はなし。心安氣に臨終致されよ」と言ければ、七兵衛も悦びのあまりに重き枕をあげ、盃^{サカスキ}を出させ、「是を結納の一腰^{マツコ}ともをぼしめし給はれ」と、甚五左衛門が寿に差出せば、甚五左衛門盃を取上、亦七兵衛に差ければ押いたゞき、後^{ハチ}、甚五左衛門ニ向ひ手を合せ、最早思ひ置事更ニなし」偏^{ヒドエ}に頼ミ入。亦、茂右衛門ニ向ひ、「我なき跡に、甚五左衛門殿を実の親と思ひ、必疎略に思ふな」と言聲も、次第くに糸細く成ぬれば、家内驚き、「薬よ、水よ」と言内に、程

なく息絶イキにける。然る後ノチには、父が遺言イヨゴン耳にとまり、甚五左衛門が心を感じ、實の父の如く敬ひ、手（2・ウ）足の孝を尽しける。

斯テ程なく六年過ぎ、たよが婚禮の時至りぬれば、甚五左衛門つクク思ひけるは、「我娘ながらも、器量キリヨヲ勝れ、心も賢カシコキければ、何人の妻成共恥かしからず。又、家督も此所に誰あらん。富家の身としテ、賤敷茂右衛門が妻マツシキになし、一生苦勞に暮し申せんも不便なり。然レトモ、彼レを夫婦にせんと言イかはせし一言も變がへ難し。とやせん、（3・オ）

かくやせん」と、昼夜此事のミ案ワスラじ煩ふ折柄、小松村治左衛門方ヨリ、「息女ヲ悴彦兵衛ニ給はれかし」と、仲言マツヲ以テ望ミけり。

甚五左衛門、「幸ひかな」と、心の内にテ悦びけれどモ、「娘か事ハよく遠慮致さねばならぬ子細あり。我等はしらぬ体にしテ、盜ミ取給ハラバ、兎も角もいたすべし。彼れに与へる所の金子有之。支度金としテ娘に持せ遣す（3・ウ）ベシ」と返答す。小松村にハ大きに悦び、娘斗と思ひの外の徳付たり。「然らバ吉日撰ダシミ、片時も急くにしくはなし」と蜜談ミツダシしめし合せ、隣家の者も知らさず様に、小松村へ送り遣しきれる。

此事を茂右衛門方へ内通致す者有テ、聴シカと聞、大きに立腹致し、直様脇差を腰にさし、甚五左衛門が宅へ忍び行、「扱々、其方を人と思ひ、年来心をよせ（4・オ）ける事無念さよ。

其方が首を打落し、我も腹ハラかき切テ死すべし」と「覺悟ヲせよ」と飛掛れば、甚五左衛門裏口ヨリ逃出し、行へも知れず成にける。

扱、「いかゞせん」と猶豫イウユする内に、近所の人々はせ集り、茂右衛門を抱き留め、色くと宥ナダメイサク漸と宿所へ連レ戻りけり。甚五左衛門は寺へ欠込、「此上ハ彼か心をなだめより外なし」と思ひ、住（4・ウ）ママ寺をひたすらに頼ミけり。依テ、寺社を始メ人々取扱り、田地式反余、金子式拾両遣し双方和睦ボク扱ひけるなり。

茂右衛門も、とくと勘弁し申けるは、「各々、れき々方の御異見、違背申にはあらじ。しかし和戸村に姉壱人有之候得ば、一應右の次第を相嘶し、相談を致し、其上御挨拶致すべし」と答エ、早々和戸村へ行、邊々右の次第を語り聞せければ（5・オ）、姉申様、「金や田地は當分の宝なり。名ハ末代に残るそかし。亦、茂右衛門は貧労に迫り、幼少の時より言名付の女房を金子に賣かへたり、と浮世の人に笑はれなハ、生れたる甲斐あるまじ。いかに貧労の身なれバ逆テ、古人の譬エをよく聞よ。丸くとも一角あれや人の心と昔の人の言通り、外に思案ハ出来ぬか」と姉に言はれて、茂右衛門ハ手を打テ（5・ウ）「扱もく兄弟とて、連枝の如く形は男女と別れ共、二ツはなき者也。是テ弥々安堵せり。今日も最早暮ければ、明日まツテ、皆々エ返答致し申さん」と、暫く者語りしテ座敷ニ入、床に有合硯箱、引寄せテ書置認メ、

「南無阿_(マ)未陀佛」言聲に、姉は驚き火を燈し、座敷工行テ能見れば、自害しテ伏居たり。二日とも見られぬ有様（6・オ）、

泪／＼死骸ニ抱き付き、「先程よりの異見ン、自害せよと言事デなし。姉に浮目を見するか」と、伏シ沈ミてぞ歎きける。其聞より家内は残ス、隣家の者共はせ集り、共に袖をそしhoりける。

傍_{カタハラ}ニ一通の書置、人々取寄開き見れば、

書置の事

一 我幼少の時、親とくの立會にテ、言名付（6・ウ）せしあのをたよ、我が貧苦をあなどりテそ、小松村工縁付せ、此恨ハ甚五左衛門、只一討と切込め共、寺社や近所の人々にめんじ、此度一過_過は進せます。死後の怨念報すべし。小松村猶の事、跡にテ御覽下さるべし。まだ此外にも我が心中、かづく申あけたく候得共、死出の山路を急かんと候故書残し申候（7・オ）。

神内川村

茂右衛門

寶永元 申 二月

寺院
近所

組合
親類衆中

是ハ在所ニテ認メたりと見エたり。亦、最期に姉が家にテ書たる一通あり（7・ウ）。

同書置

一 某所存は前の書置の如く、一心を定メ、此処工参り生害仕もの也。心得にテ、御悔ミ下れ間敷。我死骸、壺人の母に御見せ給るまじ。夫故ニ御暇乞ながら是迄参り仕る者也。

宝永元 申 二月 日

姉さま（8・オ）

茂右衛門

小松村彦兵衛は、一男なれば家督ヲ分ケテ、新地ニ家を構エ、由々敷榮工ける。斯テ年月をヘテ、萬事心の悩なれば、茂右衛門が怨念も消エテ「なき人の榮りに神も祟なし」と言ふは此時也。

然るに、正徳四年十九日、残暑に苦るしみ、座敷ニ昼る寝しテ居たりしか目をさまし、納戸二入、脇差引抜立出、女房

か糸繰かエし居たる後ヨリ、「覚たるか」と聲を掛け、只一ト太刀ニ乳の下迫（8・ウ）切通す。「わつ」と斗り一聲ニ、其併息ハ絶エにける。「あら嬉しや、本望とげたり」申、笑云へる有様は、いかなる天摩^マが見入かと、家内の者共逃散たり。

残る者ども、彦兵衛ヲ抱とめ、上を下エと立騒ぐ内、近所の者共はせ集り、「是ハ乱氣に相違無者」と繩を掛け、四方に蜘蛛手を結、彦兵衛ヲ押とめたり。

此時、彦兵衛が一人の子供、姉はふじと申、當年九歳。妹は（9・オ）ふミ、逆テ六歳也。女子と言、幼少なれば、家相續も成難き故、評義^(マ)の上、飯鳴太良右衛門が子、平左衛門が跡式に定め、「ふじと女合、相續させん」と定めテ、連寄せ置きけり。

ある時、平左衛門、親の処エ行申けるは、「私義、他家に望なし。此内エ帰らん」と申ける。母、兄を初メ、彼レカ家は二人の娘斗、外にハ下部の男女斗、誰に憚る事もなし。其方が心任せ」と言けれどバ（9・ウ）、平左衛門申くるは、「家内に心穢人はなけれトモ、只夜ニ入と血に染りたる首枕落掛り、壹丈斗のせい高き抜首の大男來りテ、是ハ其方か家ニあらず、とくく出よとせめらるゝニ、毎夜くの事なれば、ろくく睡事もなく、次第に心をとろエる。扱もく恐ろしや」迎テ語りける。

母は能々氣を付ケテ、「それは夢うつゝとテ、いくらも有

る事なり（10・オ）。心を強く取直せよ」と宥聞せ、色くと異見を致シ、「早く帰れ」と言ければ、「然ば少し休んで帰り申さん」と座敷エ行、いつの間にかはシラね共、首を括りテ死たりける。

彼レが自滅^{メツ}の後ハ詮方なく、二人の娘を治左衛門方エ引取、ふじが成長をぞ待居たり。

懸ル處、治左衛門惣領、利右衛門、大病受相果れバ、末子平八に家督相續致させける時に、亦（10・ウ）、治左衛門も乱心と成、刃者を見れば兎角死る事を言、或時はも土蔵ニ入死だりけり。

扱^フく浅間敷事也。是、皆、和戸村ニ腹^{ハラ}切りし茂右衛門か、悔の怨念^(ラ)さもあるべき次第也。兄、利右衛門死、父相果、平左衛門^{(マ)平八の誤か}を治左衛門と改名、今の治左衛門是也。後ニ正睦と呼ベり。

亦、彦兵衛事、妻を手に掛け殺したる故、久敷押込と成居たりしか、今は正氣と成（11・オ）、朝夕悔ミケリ。「女房に對しテ少しも恨ミなし。切たる事ハ夢現が心に覚エ更ニなし。二人の子供の有中に、何逆テ夫、左様の事致ベし。片時もはやく我を殺し、妻に手向、舅のいかりを宥めテ給われよ」と泪と共に申くるは、殺テは仇に仇を重る道利^(マ)、夫よりも出家と也^(マ)、神内川村エも詫ビ致し、公義エも訴訟致し、其上、亦、菩提所長慶寺（11・ウ）の弟子と成、一僧と名を改メテ、念佛勤行怠りなく、妻の菩提を回向しテ、心に行ヒ済し

テ世をぞ送りける。

扱も、きのふと暮、けふと過、月日に違ふ事なれば、娘ふしと言も今は成長し、相應の人の世話ニテ、同村芦川弥左衛門か妻の弟に九兵衛と言者あり。是は筈子峠下、鶴瀬邑の百姓也。兩家相談の上（12・オ）、彼九兵衛とふじを女合、一僧か家の跡を所ニ定メ、「元の屋敷ては宜しからず」とテ、新地ニ家作は跡方もなく成し、一僧か跡アト、再、花咲時至り、是も偏ニ伯父治左衛門、ふじを能養育せし故也と人々申傳エケリ。

斯テ九兵衛、新地ニ美々鋪家作を致し、心地よく暮しけるに、享保五年子ノ三月上旬より、夜に入れば夥敷家鳴渡り、行燈火の（12・ウ）火も消るか如く、當りを見れば黒髪四方ニ振乱したる女の生首、にこくと笑ひ、天井の下を飛び巡り、ちらくと見ゑ、初めの内ハ九兵衛ノミ是を見て驚き、是ハ夢うつゝの様に思ひ、人にも語らず、逃去する事もなく居たりけるが、三月下潤（マツツク）の頃より、男の生首三ツ巴の如く天井の下をげたくと笑ひながら飛渡り、我が寝テ居る處エぶらりと落掛り、枕元をころりくと（13・オ）鞠（まり）の如くに轉ヒ歩行、亦も天井ヨリ箕程ノ手を出し、枕を取やら、亦、納戸の奥にテ、高聲に夜なく嘶をする事頻也。

二階口より青火見エ、亦兒を出し、にこくと笑ふ時もあり。闇の夜にも見ゆる事、昼の如し。掛ル有様を一日見ると、氣も魂も身に添ず、始めの内は夜の内に一度位成しか、後に

は一夜の内に幾度とも云事もなく、段々日を積み（13・ウ）夜を重るニ隨テ、食物も咽に通す、次第くに身も労れ、兒の色もをとろエ、絶かなければ九兵衛、今ハたまり兼、姉の元に行申けるハ、「我等家内ニ、三月上旬より、うそ氣味のわるき事共有と言共、男ノひけふとや笑われんと妻にも語ラす、深く包ミ隠せ共、今ハはやたまり兼テ、家を捨、古郷エ帰らんと存る也」と申けれ（14・オ）ば、「何事なるぞ」と姉もあきれテ問ければ、右の次第残す語りけり。

姉申けるハ、「左様の事にハ、智者、上人を頼ミテ祈祷、よけはらいと言事あり。心易く思ひベシ。我よき様ニ取計申さん」と、夫より所くの修行者ヲ頼ミ、真言秘密（マツツク）の加持を行ひ、我是菩提所にテ施餓鬼を讀ミ、心に信すると雖も、不得止事を（14・ウ）。

扱、九兵衛姉、并ニ親類組合、近所の者、逸に右の次第を語りければ、後にハ外様の者の眼にも見エ、耳にも聞エテ、氣振ひする程氣味悪く、夫より朋友の方より夜伽の為とテ大勢集りける。

アル夜、小雨降、朧月夜の事なるか、九兵衛も今宵ハ一しほ者の淋シキ思ひ、いかなる事か有らと案ンジ煩ひ居たりける。其夜（15・オ）ハ、いつに勝れテ屈竟（ハスラカシヨフ）の若者拾五六人集り、「今宵杯ハ如何なる變化（ハシゲ）、摩障（マシャウマヤ）の者も出よ。恐ろしき者ならば、何時でも御座候。末の代に、嘶の種に致し申。それ早く出よ、から竹割に致さんか、引首にしテ呉れ」

棒と、勇テ進ンデ高聲しテ、各腕ヲまくり、鍔^{ツバ}元くつろけ、

棒を横たエ、九兵衛に力を添テ扣エ居る。

扱、夜の丑満（15・ウ）頃共思ひシ折から、戌亥の方ヨリ「とろく／＼」、「ミちく／＼」と家鳴渡り次第／＼に崩る斗ニ聞エけり。人々「是ハ」と驚き、始の高言どこエやら、「萬歳樂く、御免く」と呼はつテ、丑寅の方を見れば、墨^{タマ}の極根七八寸あがると見エしか、亦、一ゆりゆつと、今ハ倒るゝかと思斗ト震動す。有合者共たまり兼、「はつと」をめきテ、我逃をれば、鳴（16・オ）音ひつそと静まりけり。

亦、集りテ申様、「今の大躰、恐ろしき事なり」と、始メの高聲と事かはり、皆／＼身を縮々めてぞ居たりける。

やゝ有ツテ、亦、屋根より二階エ砂をまく音頻り也。「いかなる事そ」と思内、小石をまく音、大石を打事夥敷く、をり合者肝^{キモ}をけし、「是ハ命をとらるゝか」と、次第／＼に身をちゞ（16・ウ）ミ、息を詰テぞ居たりける。

程なく聞コゆる明ケの鐘、鳴もひとつしつまりけり。こハ／＼ながら若者、「誰よ、かれよ」と言ながら、二三人、二階エ上り、見るニ砂も石も更ニなし。

亦、次の夜の事なるか、薄き煙りの如くなる、人の形とをぼしきは、ちら／＼と見ゆる事も有。

亦、白き姿に、たけと延たる黒髪、もふ／＼と振乱（17・オ）し、眼をすエテ下^{マダ}を出し、「恨しやく」と、さも恐

ろしキ聲にテ、中ウを歩行事も有。

時ニ寄^{ママ}テハ、首なき者ゝ、そこの當たりを歩行事もあり。

石砂をまく音、毎夜／＼止事なし。

扱、其頃中郡筋ニテ行法の聞エ有、何ノ某の僧、今現在の人故、其名を隠す。ある人、僧を頼みけるに、「心得たり」と早速、九兵衛が宅エ請待し（17・ウ）、坐敷に檀^{タク}をかざり、五色の幣^{ヒメイ}を立、備エ^{ソナ}者^{ママ}を致し、三日三夜の行法の聲ヲあらげ祷りしハ、いかなる怨念も退散せんと、頼母^{タマモ}しくこそ見エにける。一先祈念終りテ、是ヨリ二階を清めんと、階口ヨリいかなる者や見エたりけん、わつと言フヨリ橋子^{マダ}ヨリ轉び落、衣の袖を引ちきられ、暇乞もなく、はだしにテ逃帰る也。

実ニ深き、怨（18・オ）念のなす處、恐ろしかりし次第也。夫ヨリ、此僧是を恥るや、其後ハ寺を出、行方知れず成にける。

亦、夫ヨリ、色／＼と祈念祈祷をなすと雖も、更ニしるしなき事ハ、此斗にあらずとかや。

扱、此怪異^{クハイ}の根元ハ、神内川村甚五左衛門、日頃約速^{マダ}せし実を失ひ、茂右衛門か貧しきを侮^{アナル}り、無念骨髓^{チツ}に徹し、茂右衛門か一命ヲ捨（18・ウ）たる妄念、彦兵衛にのり移り、たよを殺させ、亦、たよかきらるゝ時、はつとさけび、恨しそ思女の一念、此家ニ留り、茂右衛門か怨念に替り、平左衛門か心を乱し、これも首をくゝりテ相果たり。世界ニ満る寶

より重き寿なり、是を捨る最斯の一念、此家ニ、四人の亡靈、四ツづゝ見ゆるとなり。

去るに依テ、いかなる修驗、訴祷者、行法いのる（19・オ）と雖モ、少しも記ルシなく、夏の初メより、六月下旬ニ至る迄、祈祷讀誦の聲絶ユる事なしと言エ共、怪靈は日々に増し、止ム事なしといエリ。

七月四日の夜、土蔵内ニテ、糲挽音頻也。亦、米搗音の聞エければ、扱ハ此土蔵にも怨靈籠りしかと、早速打崩スし、旦那寺、長慶寺エ送りけり。

其後、鳴音止と言事なし。一家の人々、十方ニ暮テ居た（19・ウ）けり。

治左衛門弟、新左衛門と申男、是ヲ種々手を盡し、工夫をめぐらしけると雖トモ、更に記シなし。此男、様々考エ、甘利不動尊御託シ宣を伺ひ、「兎も角も、明王のをしエに隨ひ申さん」と言ければ、皆く「成程、宜シかるべし」と、夫ヨリ七月六日、人を以参詣し、扱、託宣を願ける。

不動坊、良久く祈念しテ後ニ、「託宣の越ニ依テ聞、汝等、今爰ニ來事、怪異震（20・オ）動ニ驚き、教を請んと願ふニ、告知ラすべし。汝か家の怨念、肆ニなる縁組致し、人の命を失ふ事有。此恨ミ、心腑ニわけ入、打續テ命失ふ者、此幽靈共、修羅の眷属と成テ、貴僧高僧の經文の功力ニモ成事もやと、夫故にたりをなす。是を鎮めんには、汝が家を去事、拾五六丁西ニ當ツテ、禪宗の知識有。是を招き祈祷せ

ば、怨念（20・ウ）、修羅の苦げんを遁れ、嬉しく佛道ニ趣、家内もしづまり、子孫相續すべし。さもなくんバ、一家大駄ニ亡び失ん事疑ひなし。不動の託宣是迄成」と、幣を持テ欲續てだり。參詣の者共、憫れ果、「身振ひする程有り難タシ」逆テ立帰る。

甘利村と小松村とは、六七里も歸りたり。其上、何方ヨリ来る言ハす、何の願とも言ハすシテ、只そなへ（21・オ）者を於し、託宣を乞願ふ所ニ、右の教の次第人々に語りければ、一家の者トモ身を振ハし、信心肝モニめいしけり。

扱、明王の託宣託宣ニ依テ、つくづく考エ見るニ、「西ニ當り禪宗とは、鎮目村保運寺ならん。此和尚ハ、先從遺状ニ依テ、下野國吉僧寺ヨリ入院有也。僧にテ名ハ則、玉線和（21・ウ）と言ルは、知職の聞エあれば、全、明王のをしエ「此人ならん」と、彼寺の門葉、熊野堂村石雲寺長老ヲ頼ミ、右の次第を逸ニ語りければ、此時玉線和尚申けるは、「我、法ヲ以テ加持祈祷をなし利益あるその時は、先達中祈念したる寺院方を潰す道理也。若シ記シ無キ時ハ、夫見たが、諸人の手にも及ざる處をと、人の嘲を受る者也。此事を重テ取次ギ無用」逆テ、長老ヲ返されける。

早く右の（22・オ）由、小松村エ嘶しければ、是を聞大ニ身歎キ居たりしか、新左衛門、「是非く御願申上、若し御承知なキ時は、譬エ日を重テなり共相叶テ帰らん」と、則、熊野堂村長老を同道しテ保運寺エ参り、方丈ニ對面シテ

申けるは、「田舎育の不骨者共、禪家の御作法も存ず、怨靈教化の御祈禱被下べしと御願申上る事、以外のひが事ニテ御坐候。口上中誤、御會後、御免ン下さるべし。私シ、今日

(22-ウ) 参上仕候義は、別義ニは御坐なく候得共、扱、たよと申女、刃難ニ掛り相果申事、今年七回忌ニ當り、法名は明譽光寿信女と申定テ、修羅道の苦患に沈ミ申べし。何卒、一坐の御回向ニも預り度候。是こそ有縁無縁の平等、利益の本懷とも言ふ者ならん。兼テ亦、道春信士と申は、茂右衛門と申者の法名^名にテ御坐候。是も同く、刃難の死をとけ申候。諸共ニ、一蓮託生(23-オ)の結縁を遂ケ度き御願、若御承知無ニ依テは、五日も十日も絶食致^{イタ}し、御承知下被る迄は當山を出まじ」と、身を投伏テぞ申ける。

和尚も新左衛門か一心を感じ入、「此愚僧か慕ひ申は、宗門はハツニ分れ、十二碎^{クダケル}と言ふ共、多くの寺院達を蔑^{ナガシラ}にせん事を憚り差扣たり。然ルニ、平等無縁の大慈なきは出家ニあらすとの一言の内に方便あるニ似たり。修法の仕法と言フは、我モ(23-ウ)知さる處也。一先其意ニ任すべし。扱、法會の用意定日は、重テ石運寺ニ申遣スベし」と申ければ、新左衛門悦ビ勇デ帰りけり。

扱、保運寺にて、此石運寺ヲ始メ、大衆残す方丈エ呼出し、「此度の法事供養をも願とも、國中流布の事なれば、怨^{ブンヨウ}靈^ラ静まらずんば、諸人弥々嘲り、世上の笑ひ草とならん。明後十日ヨリ、秘行の堂上に入テ、一七日、昼夜怨靈教化の(2

3-オ)秘法を修すべし。無益の世用に告来る事なけれ。大衆は、心を正着^{マツ}にして、修法の過役勤むべし。此法成就しテ後、法會は十六日と申渡されける。

夫より玉線和尚は室の間ニ閉籠^{ロコウメ}り、毎夜——釤難の亡灵、五鉢切継の法、怨靈教化の法、生たる人に言つめく、相手有テの問答と疑ひ思斗也。其上、佛祖正傳の血脉^{ケチミヤク}と言者を授られたり。是ハ(23-ウ)事終テ後、石運寺長老の者語りニテ、委細承る也。

程なく七月十六日ニ成ければ、九兵衛ハ家の庭ニ高さ五尺、廣さ八尺斗ニ棚を^{ラマ}詰せ、五色の幡ヲ立並ラベ、七如来、上界の八位、下界の八位、四天王其外あらゆる妙しゆを勧請し、種々の供物を^{ソナマ}備え、棚の南ニ大幡小幡を美々敷くり飭り、十六日の早朝より、一山の大衆拾六人を曳連れ(24-オ)、扱、山門を出る時、玉線和尚申されけるは、「大衆、必、異念を起する事なけれ。是、惡魔ヲ剔^{ケイ}する惡法也」と言合、彼家ニ進ミ行、家内の四方を急度見廻シ、戌亥の壁一間打破り、玉線和尚棚ニ向ひ、良久く座禅なし、夫ヨリ一七日勤行の間認^{マツシヨ}らし書物を授られける。此間、大衆残らす経文讀誦シ、聲一時も止事なし。

同廿二日巳の中刻、経文秘法終り(24-ウ)、夫ヨリ大衆施餓鬼あり。終らんする時ニ、天井ヨリ、其丈三尺斗の百足、口を明テぞ九兵衛が上ニ落掛るを、玉線和尚、本玉の珠数^{マツ}にテ拂ひ、拂^{ママ}ウ^{拂子の誤か}るを以テをさエ、「汝が言事能く聞。

本縁の道を忘れ、未ダ成仏せざらんや」と以前の封じ者を授ければ、百足も弱りテ 蟠(ハダカリ)り、直に新菰にまかせ、法事終りテ備(ママ)エ者、幡等残らず百足諸共に、笛吹川エぞ（25・オ）流しける。

斯テ用意致ス所の、卒都輪(ママ)、菩提所道(ママ)り、又、葬禮の式も有テ、血脉等は墓の中エ封シ込ミテ、亡靈の回向し給ふ。

誠に難有次第也。是ニ依テ其夜ヨリ、怪異はひしと留りけり。飯鳴芦沢の兩家ハ言ふニ及不、小松村一郷、其一家親類悦び事限りなし。

斯クテ、此事國中エ隠れなく聞エければ、玉線（25・ウ）尊敬する事、生仏の如しとかや。

弘化三年 霜月七日

明治十一年
壬寅二月 写之

深澤彌多（26・オ）

《翻刻おわり》

注1：1『山梨県史』資料編13 近世6・「第三章 教育文化

第一節文化〔4〕俗文学—実録・滑稽本・川柳—・山梨県編・平成16年3月発行。同書解説には、「これも写本が県

立図書館に九本（うち三本は合冊）が蔵されている（甲州文庫、若尾資料、頼生文庫」とある。また諸本分類については「諸本間に本文の異同があるが、大きく二種に分かれる。事の起こりから記すものと、怨靈の描写から始まり過去を述べるものとである。」とし、「翻刻した頼生文庫本（一三八・H〇九九・三五一一）は後者である。」としている。

注2：『東山梨郡誌』・山梨教育會東山梨支會編・大正5年7月発行。翻刻本文の前に簡単な解説がある。「事ハ正徳（或は寶永より）より享保年間に亘り、小松村に起こりたる事件にして、御靈一家を悩殺したる怪異の事實、當時人の心膽を寒かしめたるが、後世時に「怪談小松怨靈」と題し劇に仕組まるゝ等、普く人口に膾炙せる所なるも、その據る可き記録に至りては甚だ乏し。」とし、人物関係図を附している。

注3：この本は外題が示すように、系統の異なる三種の写本が合冊となっている。今便宜的に綴じられている順に「その1」から「その3」とした。

注4：諸本における玉線の出身寺院名は架蔵本・Dは「吉僧寺」、A・B・Cが「善僧寺」、E・F・G・Iが「善増寺」、Kが「善福寺」となっている。いずれも「下野国」の寺としているが、玉線が住した保雲寺は「下野国佐野領柄本村本光寺末」であることが関連していると思われる。これについては稿を改めて後日論じたい。

※本稿を成すにあたり山梨県立図書館、山梨県立博物館の方々には資料閲覧などで大変お世話になった。また保雲寺の御住職様には、突然訪問したのにもかかわらず、寺史に関する貴重な資料などを提供して頂いた。末筆ながら感謝を申し上げる。